

経営者保証に関するガイドラインへの対応

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの意向や状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただきますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、保証人の見直しの申出の際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

経営者保証相談窓口

【当組合本部】

滋賀県信用組合 審査部 金融円滑化推進室

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9時～15時

電話：0748-62-4118

※ 尚金融庁は令和5年4月1日から『経営者保証ホットライン(情報提供窓口)』を設置しています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

令和4年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は43件（前年度33件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は3.13%（同2.01%）となっております。